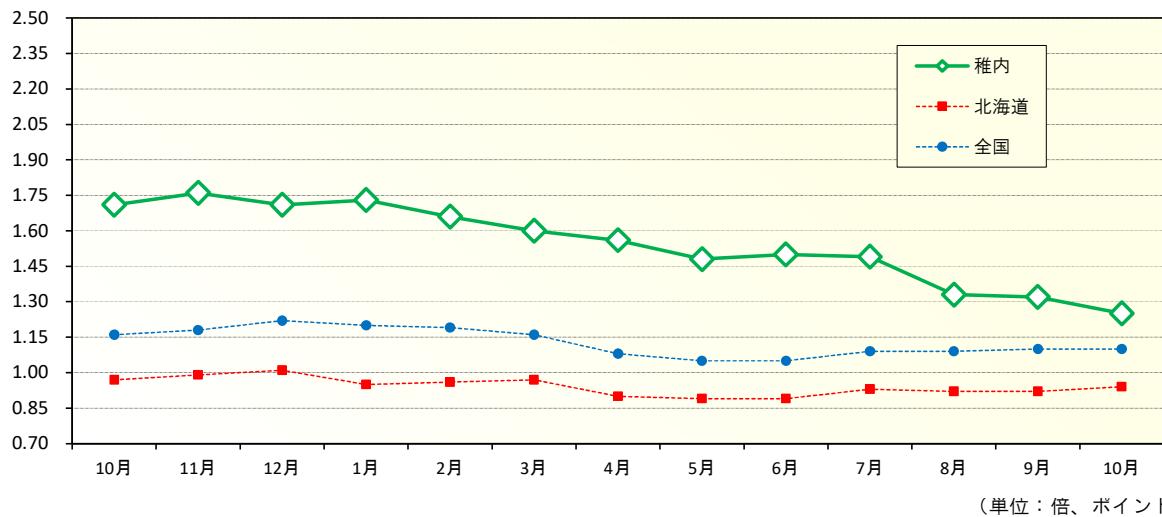


雇用失業情報

令和7年10月

有効求人倍率の推移（常用）



（単位：倍、ポイント）

月別区分	6年10月	11月	12月	7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
稚内	1.71	1.76	1.71	1.73	1.66	1.60	1.56	1.48	1.50	1.49	1.33	1.32	1.25
	▲ 0.32	▲ 0.34	▲ 0.69	▲ 0.45	▲ 0.29	▲ 0.26	▲ 0.20	▲ 0.41	▲ 0.34	▲ 0.47	▲ 0.53	▲ 0.48	▲ 0.46
北海道	0.97	0.99	1.01	0.95	0.96	0.97	0.90	0.89	0.89	0.93	0.92	0.92	0.94
	▲ 0.05	▲ 0.05	▲ 0.03	▲ 0.05	▲ 0.04	▲ 0.02	▲ 0.01	0.00	0.01	0.00	▲ 0.02	▲ 0.05	▲ 0.03
全国	1.16	1.18	1.22	1.20	1.19	1.16	1.08	1.05	1.05	1.09	1.09	1.10	1.10
	▲ 0.03	▲ 0.02	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.01	0.00	0.00	▲ 0.01	▲ 0.02	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 0.06

注1. 新規学卒を除き、パートタイムを含む

注2. 下段は対前年差

「ちゃんとチェック！北海道の最低賃金」
地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金について
裏面のリーフレットをご確認ください。

 ハローワーク稚内（稚内公共職業安定所 ☎0162-34-1120）

雇用失業情報はホームページ（統計情報）でもご覧ることができます

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00082.html



次回（令和7年11月分）は12月26日（金）14時以降に公表の予定です

1 一般職業紹介状況（常用）

項目	区分 当年 10月	前年 同月	前年比	当年度 4-10月	前年度 4-10月	前年比	前年度計
A 新規求職申込件数 (令和3年9月よりオンライン登録者を含む)	107	101	5.9	779	777	0.3	1,369
B 月間有効求職者数 (令和3年9月よりオンライン登録者を含む)	509	509	0.0	3,824	3,752	1.9	6,359
雇用保険受給者数	159	207	▲ 23.2	1,258	1,414	▲ 11.0	2,163
C 新規求人件数	255	311	▲ 18.0	1,847	2,293	▲ 19.5	3,811
D 月間有効求人件数	638	872	▲ 26.8	5,450	6,868	▲ 20.6	11,265
E 紹介件数	75	76	▲ 1.3	517	458	12.9	918
F 就職件数 (令和3年9月よりオンライン紹介、オンライン自主応募による就職を含む)	34	33	3.0	256	282	▲ 9.2	524
G 充足数 (令和3年9月よりオンライン紹介、オンライン自主応募による充足を含む)	24	30	▲ 20.0	224	256	▲ 12.5	484
H 新規求人倍率	2.38	3.08	▲ 0.70	2.37	2.95	▲ 0.58	2.78
I 月間有効求人倍率	1.25	1.71	▲ 0.46	1.43	1.83	▲ 0.40	1.77

※ 学卒を除き、常用パートタイムを含む

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の雇用失業情勢概要

* 令和7年10月の月間有効求人倍率は、1.25倍（前年同月1.71倍）と、前年同月から0.46ポイント減少した。

* 新規求職申込件数は、107件（前年同月101件）と、前年同月から5.9%増加した。

* 就職件数は、34件（前年同月33件）と、前年同月から3.0%増加した。

* 新規求人件数は、255人（前年同月311人）と、前年同月から18.0%減少した。

産業別では、建設業で20人（87.0%）増加した。

医療・福祉で21人（27.3%）、製造業で14人（25.0%）、宿泊業・飲食サービス業で12人（70.6%），卸売業・小売業で11人（22.4%）減少した。

2 新規求職者の求職実態（常用）

区分 項目	44歳以下		45歳以上		計		当年度4-10月 前年比	前年度計 同期比
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
新規求職者数	34	▲ 12.8	73	17.7	107	5.9	779	0.3
うち雇用保険受給者	7	250.0	19	0.0	26	23.8	213	▲ 1.4
1 在職者	11	▲ 47.6	11	57.1	22	▲ 21.4	161	▲ 13.0
2 總職者	20	81.8	56	16.7	76	28.8	542	5.2
①雇用期間満了を含む 事業主都合離職者	1	▲ 50.0	25	108.3	26	85.7	169	50.9
2に占める割合(%)	5.0	▲ 13.2	44.6	19.6	34.2	10.5	31.2	9.5
②自己都合離職者	19	111.1	25	▲ 21.9	44	7.3	343	▲ 5.8
③自営等	0	-	3	50.0	3	50.0	10	▲ 44.4
3 無業者	3	▲ 57.1	6	▲ 14.3	9	▲ 35.7	76	▲ 1.3
								133

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている

3 新規求人数の産業別状況（常用）

区分 産業別	当年 10月	前年 同月	当年度 4-10月		前年度 4-10月	同期比
			前年比	前年比		
AB 農林漁業(01~04)	2	6	▲ 66.7	37	47	▲ 21.3
C 鉱業、碎石業、砂利採取業(05)	0	0	-	0	0	-
D 建設業(06~08)	43	23	87.0	261	294	▲ 11.2
E 製造業(09~32)	42	56	▲ 25.0	210	294	▲ 28.6
食料品製造業(09)	30	38	▲ 21.1	143	217	▲ 34.1
その他の製造業	12	18	▲ 33.3	67	77	▲ 13.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	0	0	-	3	3	(0.0)
G 情報通信業(37~41)	0	2	▲ 100.0	2	9	▲ 77.8
H 運輸、郵便業(42~49)	22	18	22.2	160	173	(▲ 7.5)
I 卸売業、小売業(50~61)	38	49	▲ 22.4	290	301	(▲ 3.7)
J 金融・保険業(62~67)	2	7	▲ 71.4	10	28	▲ 64.3
K 不動産業、物品貯蔵業(68~70)	1	0	-	6	12	▲ 50.0
L 学術研究・専門・技術サービス業(71~74)	0	1	▲ 100.0	15	10	50.0
M 宿泊業、飲食サービス業(75~77)	5	17	▲ 70.6	51	82	▲ 37.8
N 生活関連サービス業、娯楽業(78~80)	4	3	33.3	23	35	▲ 34.3
O 教育、学習支援業(81,82)	2	4	▲ 50.0	8	7	14.3
P 医療、福祉(83~85)	56	77	▲ 27.3	429	600	(▲ 28.5)
Q 複合サービス業(86,87)	5	8	▲ 37.5	38	55	▲ 30.9
R サービス業（他に分類されないもの）(88~96)	25	27	▲ 7.4	184	204	(▲ 9.8)
ST 公務・その他(97,98,99)	8	13	▲ 38.5	120	139	▲ 13.7
計	255	311	▲ 18.0	1,847	2,293	▲ 19.5

注) 学卒を除き、常用パートタイムを含む。

注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

4 新規求職・求人・月間有効求職・求人の推移（常用）

項目	新規求職申込件数	新規求人数		新規求人倍率		月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		有効求人倍率		有効求人倍率				
		年度	前年比	前年比	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	全道	前年差	全国	前年差			
平成27年度	2,394	▲ 4.3	3,245	3.3	1.36	0.10	*	779	▲ 5.0	*	713	6.9	0.92	0.11	0.96	0.10	1.11	0.11
平成28年度	2,123	▲ 11.3	3,567	9.9	1.68	0.32	*	703	▲ 9.8	*	799	12.0	1.14	0.22	1.04	0.08	1.25	0.14
平成29年度	2,199	3.6	3,954	10.8	1.80	0.12	*	704	0.2	*	887	11.0	1.26	0.12	1.11	0.07	1.38	0.13
平成30年度	2,038	▲ 7.3	4,251	7.5	2.09	0.29	*	698	▲ 0.9	*	963	8.5	1.38	0.12	1.17	0.06	1.46	0.08
平成31年度	2,190	7.5	4,402	3.6	2.01	▲ 0.08	*	662	▲ 5.1	*	1,031	7.1	1.56	0.18	1.19	0.02	1.41	▲ 0.05
令和2年度	1,600	▲ 26.9	3,721	▲ 15.5	2.33	0.32	*	615	▲ 7.1	*	865	▲ 16.1	1.41	▲ 0.15	0.96	▲ 0.23	1.01	▲ 0.40
令和3年度	1,618	1.1	4,112	10.5	2.54	0.22	*	591	▲ 4.0	*	960	11.0	1.63	0.22	0.98	0.02	1.05	0.04
令和4年度	1,781	10.1	4,866	18.3	2.73	0.19	*	648	9.7	*	1,149	19.7	1.77	0.14	1.09	0.11	1.19	0.14
令和5年度	1,463	▲ 17.9	4,523	▲ 7.0	3.09	0.36	*	563	▲ 13.2	*	1,085	▲ 5.6	1.93	0.16	0.99	▲ 0.10	1.17	▲ 0.02
4月	196	11.4	372	6.6	1.90	▲ 0.08		726	10.5	1,145	6.3	1.58	▲ 0.06	0.97	▲ 0.03	1.13	0.07	
5月	124	▲ 10.1	380	▲ 2.8	3.06	0.23		618	▲ 4.3	1,084	1.8	1.75	0.10	0.95	▲ 0.05	1.10	0.04	
6月	96	▲ 39.2	357	▲ 16.0	3.72	1.03		570	▲ 11.2	1,050	▲ 5.5	1.84	0.11	0.97	▲ 0.07	1.12	0.03	
7月	99	▲ 1.0	315	▲ 15.8	3.18	▲ 0.56		542	▲ 10.0	1,010	▲ 11.2	1.86	▲ 0.03	1.00	▲ 0.10	1.15	-	
8月	87	▲ 23.0	373	4.8	4.29	1.14		538	▲ 9.6	1,010	▲ 9.8	1.88	-	1.01	▲ 0.11	1.17	▲ 0.01	
9月	98	▲ 10.9	387	1.3	3.95	0.48		535	▲ 8.9	1,055	▲ 2.9	1.97	0.12	1.01	▲ 0.15	1.18	▲ 0.02	
10月	89	▲ 30.5	354	▲ 13.0	3.98	0.80		524	▲ 9.8	1,064	▲ 4.5	2.03	0.11	1.02	▲ 0.14	1.19	▲ 0.04	
11月	101	▲ 9.0	392	11.0	3.88	0.70		522	▲ 12.0	1,096	▲ 0.8	2.10	0.24	1.04	▲ 0.15	1.20	▲ 0.07	
12月	87	▲ 9.4	360	3.2	4.14	0.50		452	▲ 21.7	1,083	2.7	2.40	0.57	1.04	▲ 0.13	1.23	▲ 0.08	
1月	138	2.2	351	▲ 10.0	2.54	▲ 0.35		493	▲ 17.4	1,075	▲ 0.5	2.18	0.37	1.00	▲ 0.11	1.21	▲ 0.08	
2月	204	▲ 42.5	475	▲ 30.7	2.33	0.40		601	▲ 27.5	1,174	▲ 16.7	1.95	0.25	1.00	▲ 0.08	1.20	▲ 0.07	
3月	144	▲ 10.6	407	0.5	2.83	0.31		629	▲ 27.9	1,172	▲ 18.1	1.86	0.22	0.99	▲ 0.06	1.17	▲ 0.05	
令和6年度	1,369	▲ 6.4	3,811	▲ 15.7	2.78	▲ 0.31	*	530	▲ 5.8	*	939	▲ 13.5	1.77	▲ 0.16	0.95	▲ 0.04	1.14	▲ 0.03
4月	193	▲ 1.5	360	▲ 3.2	1.87	▲ 0.03		619	▲ 14.7	1,090	▲ 4.8	1.76	0.18	0.91	▲ 0.06	1.08	▲ 0.05	
5月	93	▲ 25.0	376	▲ 1.1	4.04	0.98		566	▲ 8.4	1,067	▲ 1.6	1.89	0.14	0.89	▲ 0.06	1.05	▲ 0.05	
6月	109	13.5	320	▲ 10.4	2.94	▲ 0.78		549	▲ 3.7	1,010	▲ 3.8	1.84	-	0.88	▲ 0.09	1.06	▲ 0.06	
7月	109	10.1	335	6.3	3.07	▲ 0.11		509	▲ 6.1	999	▲ 1.1	1.96	0.10	0.93	▲ 0.07	1.11	▲ 0.04	
8月	76	▲ 12.6	300	▲ 19.6	3.95	▲ 0.34		500	▲ 7.1	930	▲ 7.9	1.86	▲ 0.02	0.94	▲ 0.07	1.13	▲ 0.04	
9月	96	▲ 2.0	291	▲ 24.8	3.03	▲ 0.92		500	▲ 6.5	900	▲ 14.7	1.80	▲ 0.17	0.97	▲ 0.04	1.14	▲ 0.04	
10月	101	13.5	311	▲ 12.1	3.08	▲ 0.90		509	▲ 2.9	872	▲ 18.0	1.71	▲ 0.32	0.97	▲ 0.05	1.16	▲ 0.03	
11月	92	▲ 8.9	306	▲ 21.9	3.33	▲ 0.55		503	▲ 3.6	883	▲ 19.4	1.76	▲ 0.34	0.99	▲ 0.05	1.18	▲ 0.02	
12月	96	10.3	249	▲ 30.8	2.59	▲ 1.55		495	9.5	847	▲ 21.8	1.71	▲ 0.69	1.01	▲ 0.03	1.22	▲ 0.01	
1月	95	▲ 31.2	299	▲ 14.8	3.15	0.61		482	▲ 2.2	834	▲ 22.4	1.73	▲ 0.45	0.95	▲ 0.05	1.20	▲ 0.01	
2月	160	▲ 21.6	366	▲ 22.9	2.29	▲ 0.04		541	▲ 10.0	898	▲ 23.5	1.66	▲ 0.29	0.96	▲ 0.04	1.19	▲ 0.01	
3月	149	3.5	298	▲ 26.8	2.00	▲ 0.83		586	▲ 6.8	935	▲ 20.2	1.60	▲ 0.26	0.97	▲ 0.02	1.16	▲ 0.01	
令和7年度																		
4月	197	2.1	364	1.1	1.85	▲ 0.02		596	▲ 3.7	931	▲ 14.6	1.56	▲ 0.20	0.90	▲ 0.01	1.08	-	
5月	108	16.1	273	▲ 27.4	2.53	▲ 1.51		579	2.3	858	▲ 19.6	1.48	▲ 0.41	0.89	-	1.05	-	
6月	111	1.8	278	▲ 13.1	2.50	▲ 0.44		589	7.3	883	▲ 12.6	1.50	▲ 0.34	0.89	0.01	1.05	▲ 0.01	
7月	92	▲ 15.6	280	▲ 16.4	3.04	▲ 0.03		530	4.1	790	▲ 20.9	1.49	▲ 0.47	0.93	-	1.09	▲ 0.02	
8月	91	19.7	189	▲ 37.0	2.08	▲ 1.87		527	5.4	700	▲ 24.7	1.33	▲ 0.53	0.92	▲ 0.02	1.09	▲ 0.04	
9月	73	▲ 24.0	208	▲ 28.5	2.85	▲ 0.18		494	▲ 1.2	650	▲ 27.8	1.32	▲ 0.48	0.92	▲ 0.05	1.10	▲ 0.04	
10月	107	5.9	255	▲ 18.0	2.38	▲ 0.70		509	-	638	▲ 26.8	1.25	▲ 0.46	0.94	▲ 0.03	1.10	▲ 0.06	
11月																		
12月																		
1月																		
2月																		
3月																		

注) 学卒を除き、常用パートタイムを含む、*は年度平均値

注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

5 雇用保険取扱状況

項目		区分	当年 10月	前年 同月	前年比	当年度 4-10月	前年度 4-10月	同期比	前年度計
適用状況	月末現在適用事業所数		1,217	1,229	▲ 1.0	1,222	1,228	▲ 0.5	14,745
	月末現在被保険者数		12,253	12,517	▲ 2.1	12,158	12,365	▲ 1.7	145,254
	一般被保険者		9,737	9,951	▲ 2.2	9,784	9,946	▲ 1.6	118,761
	高年齢被保険者		1,620	1,566	3.4	1,610	1,548	4.0	18,740
	短期特例被保険者		896	1,000	▲ 10.4	764	871	▲ 12.3	7,753
	被保険者資格取得件数		117	158	▲ 25.9	2,095	2,296	▲ 8.8	2,732
	一般被保険者		99	124	▲ 20.2	1,047	1,182	▲ 11.4	1,530
	高年齢被保険者		10	6	66.7	109	95	14.7	129
	短期特例被保険者		8	28	▲ 71.4	939	1,019	▲ 7.9	1,073
	被保険者資格喪失件数		172	166	3.6	1,312	1,229	6.8	2,727
失業給付状況	『事業主都合』		24	8	200.0	139	51	172.5	107
	一般被保険者		108	111	▲ 2.7	956	910	5.1	1,393
	高年齢被保険者		33	21	57.1	223	179	24.6	259
	短期特例被保険者		31	34	▲ 8.8	133	140	▲ 5.0	1,075
	一般	受給資格決定件数	32	29	10.3	261	263	▲ 0.8	378
	受給者実人員		126	124	1.6	941	881	6.8	1,416
	支給金額（千円）		19,058	18,311	4.1	119,014	108,341	9.9	176,672
	高年齢	受給資格決定件数	14	10	40.0	122	107	14.0	171
	受給者数		8	8	0.0	113	103	9.7	171
	支給金額（千円）		1,835	2,058	▲ 10.8	26,917	24,584	9.5	39,519
短期特例	受給資格決定件数		6	6	0.0	90	101	▲ 10.9	930
	受給者数		0	0	-	199	242	▲ 17.8	962
	支給金額（千円）		0	0	-	47,864	56,774	▲ 15.7	201,500
	支給金額 合計（千円）		20,893	20,369	2.6	193,795	189,699	2.2	417,691

※1 「適用事業所数」「被保険者数」の累計及び前年度計は平均値を表示

※2 「失業給付状況」において「一般」は一般求職者給付、「高年齢」は高年齢求職者給付、「短期特例」は特例一時金をそれぞれ示す

「ちゃんとチェック！」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 1,075 7.10.4発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぶん糖類製造業	時間額 1,113 7.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,165 7.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 1,116 7.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 1,105 7.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」(0800-919-1073)までお気軽にご相談下さい。(相談無料)

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

最低賃金について 検索



北海道労働局 検索



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)